見積依頼書

下記のとおり見積合わせに付します。 令和7年11月6日

分任支出負担行為担当官 関東管区警察局静岡県情報通信部長 佐野 徹

記

- 1 見積合わせに付する事項
- (1) 件 名 50A整流器ユニット
- (2) 規格及び数量 GSユアサ PRSA-NW04050 1個
- (3) 納入 (履行) 場所 関東管区警察局静岡県情報通信部
 - (静岡市葵区追手町9-6 県庁別館での車上渡しとする。)
- (4) 納入 (履行) 期限 令和8年3月27日 (金)
- (5) 見積書提出方法等 見積書に消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載し、下記の締切 日時までに提出すること。
- 2 見積合わせに参加する者に必要な参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約できる者であること。
- 3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所及び日時
- (1) 場 所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

関東管区警察局静岡県情報通信部 通信庶務課 (静岡県警察本部19階)

問合せ先 電話番号 054-271-0110

- (2) 日 時 令和7年11月6日(木)から見積合わせの前日まで
- 4 見積書提出場所及び締切日時
- (1) 場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 関東管区警察局静岡県情報通信部 通信庶務課
- (2) 日時 令和7年11月17日(月) 17時15分
- 5 見積合わせ日時

令和7年11月18日(火) 10時00分

6 支払条件

履行完了後適法な請求書を当部が受領した後30日以内に国庫金の振込払とする。

- 7 その他
- (1) 荷造運賃等は請負業者の負担とする。
- (2) 見積金額は消費税を乗じた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (3) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。
- 8 連絡先

関東管区警察局静岡県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話番号 054-271-0110

MAIL shizuoka. CGA@npa. go. jp

※ メールを送付頂いた際は、お手数ですが送付後にお電話を頂けますよう お願いします。

見積合わせ事項書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 関東管区警察局静岡県情報通信部長 佐野 徹

2 調達内容

(1) 調達件名 50A整流器ユニット

(2) 規格及び数量

GSユアサ PRSA-NW04050 1個

(3) 履行期限

令和8年3月27日(金)

(4) 履行場所

関東管区警察局静岡県情報通信部 (静岡市葵区追手町9-6 県庁別館での車上渡しとする。)

3 見積りの方法

- (1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) 見積合わせ参加者(以下、「参加者」)は、見積もった価格(消費税込み)に相当する総価を見積書に記載すること。当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額を記載すること。
- (3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書(税込)を提出しなければならない。 なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、見積合わせに参加する者に必要な資格及び見積合わせ事項書等の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 5 見積合わせに参加する者に必要な資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれ に準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者 でないこと。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約できる者であること。

6 見積書提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び日時

場 所 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号(静岡県警察本部19階) 関東管区警察局静岡県情報通信部通信庶務課経理係 電話番号 054-271-0110 日 時 令和7年11月6日(木)から見積合わせの前日まで (官庁執務時間内、土日祝日を除く。)

(2) 見積書の提出場所及び期限

場 所 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号(静岡県警察本部19階) 関東管区警察局静岡県情報通信部通信庶務課経理係 電話番号 054-271-0110

MAIL shizuoka. CGA@npa. go. jp

期 限 令和7年11月17日(月) 17時15分まで (官庁執務時間内、土日祝日を除く)

(3) 見積合わせ日時

令和7年11月18日(火) 10時00分

(4) 見積書の提出方法

ア 見積書は、見積合わせ時までに参加者又はその代理人が持参、メール又は郵送すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積は認めない。

※押印省略を行った見積書に限りメールで提出を可能とする。

イ 見積書は、別紙-1の様式を参考に作成すること。

ウ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

ア 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった 者の提出した見積書は、無効とする。

イ 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

(ア) 金額を訂正した見積書

- (イ) 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意志表示が不明確な見積書
- (ウ) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為若しくは連合と認められる見積書又は疑いのある見積書
- (エ) 同一の入札について、2通以上提出された見積書
- (6) 見積合わせ

ア 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

イ 見積合わせは、見積合わせ日時に非公開で行う。

ウ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が提案した者へ再度の見積りを依頼することができる。

7 契約書作成の要否

契約の締結に当たって、契約金額によっては契約書又は請書の作成を要する。

8 その他

- (1) 見積書の作成及び提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。
- (6) 納入物品は、すべて仕様書等に基づくものであり、発注者が行う検査を受けなければならない。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 関東管区警察局静岡県情報通信部長 殿

住 所

会社名

代表者名

連絡先

件 名 50A整流器ユニット

金	億	手	百	+!	万	千	百	+	田
i	i	i	i	<u>i</u>	<u> i </u>	i	i	i	

(消費税及び地方消費税を含む)

本件担当者

連絡先

納入期限:令和8年3月27日(金)

※金額の先頭に¥(円マーク)を記載すること。

※押印省略をする場合は、代表者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴部の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの (生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を 締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、 その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7 7号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である とき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又 は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用す るなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便 宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力 し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う 者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再 受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再 受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をい う。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除する ために必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

- ① 品名、規格、数量は下表のとおり
- ② 納品場所 関東管区警察局静岡県情報通信部(静岡市葵区追手町9-6 県庁別館での車上渡しとする)
- ③ 履行期限 令和8年3月27日(金)
- ④ 納品にあっては、納期が確定し次第、担当者に事前に連絡をし、調整を行うこと。
- ⑤ 納品の際には納品書を提出すること。
- ⑥ 納入時には、納入物品及び納品書に基づき納入検査を行う。
- ⑦ 検査完了後、適法な請求書を受領してから30日以内に支払うこととする。

番号	品目	規格			備考
1		GSユアサ PRSA-NW04050		1個	